

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宇部・山陽小野田消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	96.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	102.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	106.9 %
16～20年	— %
11～15年	96.3 %
6～10年	9.1 %
1～5年	83.1 %

【説明欄】

- ・本消防組合において、性別による給料月額の違いはありません。
- ・各欄「—」部分については、該当する女性職員がいないため記載はありません。
- ・1. 全職員に係る情報について、任期の定めのない常勤職員における女性職員の占める割合は令和7年3月31日時点で約2.8%であり、さらに女性職員のうち78%が勤続年数15年以下のため、相対的に給与水準が低い状況となっています。
- ・2(1) 役職段階別について、係長相当職には、60歳を超えて給与水準が引き下げられた職員（いずれも男性）が含まれているため、女性職員の給与水準が相対的に高くなっています。
- ・2(2) 勤続年数別男女差について、「11～15年」のうち女性職員は勤続年数が短いため、給料月額が相対的に低いことや、「6～10年」と「1～5年」のうち女性職員が長期間育児休業を取得しているため、相対的に給与水準が低くなっています。毎日勤務者は、交替制勤務者と比較し各種手当の支給額が低い傾向にあり、「21年～25年」では、係長職又は交替制勤務者のため給与水準が高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。